



平成 19 年 3 月 14 日

各 位

会 社 名	楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ コード 4755)
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 高 山 健 電 話 03-4523-8001

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 2 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 19 年 3 月 29 日開催予定の当社第 10 回定時株主総会に付議することを決議し、その内容について平成 19 年 2 月 22 日に「定款の一部変更に関するお知らせ」にて発表しましたが、その内容の一部について変更を行うことを本日決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

定款変更案第35条の効力発生時期を明確にするとともに、その時点までの同条と会社法第165条第2項及び会社法第454条第5項の間の適用関係について、よりわかりやすく記載を充実させたため。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成19年 3 月29日
定款変更の効力発生日	平成19年 3 月29日

3. 変更の内容

変 更 前 (平成 19 年2月 22 日発表内容)	変 更 後
<p>附則</p> <p>第5条 第18条の定めにかかわらず、平成18年3月30日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、本条は<u>平成18年3月30日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期満了の時</u>をもって削除されるものとする。</p>	<p>附則</p> <p>第5条 第18条の定めにかかわらず、平成18年3月30日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、<u>第35条は同時点をもって効力を発生し、本条は同時点をもって削除されるものとする。なお、本条が削除されるまでの間、当社は、会社法第165条第2項に定める自己株式の取得及び会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。</u></p>

以上